

特定非営利活動法人Make Cancer History定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Make Cancer Historyという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市つくし野一丁目32番地20に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、がん患者、医療者、研究者および広く一般市民を対象として、がんの予防・治療に関する情報提供や調査研究、医療者や研究者がお互いに円滑に情報交換できるようになるための事業、医療者が患者の視点からがんを理解するための支援を行うことで、がんの予防と治療の質を改善することを助け、人々の健康増進に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ~~がん予防とがん治療に関する情報収集及び調査研究事業~~及び情報提供事業
- (2) がん患者とその家族に医療以外のアドバイスとサポートを提供する支援事業
- (3) 一般市民向けのがんに関するイベント開催事業
- (4) 医療専門家が患者の視点からがんを理解するのを助けるための講演、イベント開催事業
- (5) がん研究に携わる研究者への援助、情報提供のための事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 寄附された物品の販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、1人以上2人以内を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、總會において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び總會又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを總會又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、總會を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条におい

て同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会

に出席したものとみなす。

- 4 やむを得ない理由により総会に来られない正会員は、ネットワーク機器などの接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残

存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、總會において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、總會において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、總會の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長 DONS MATTHEW CARL

副会長 星野 優子

理事 藤沼 絵奈

監事 葦沢 麻衣

理事 森岡 江美

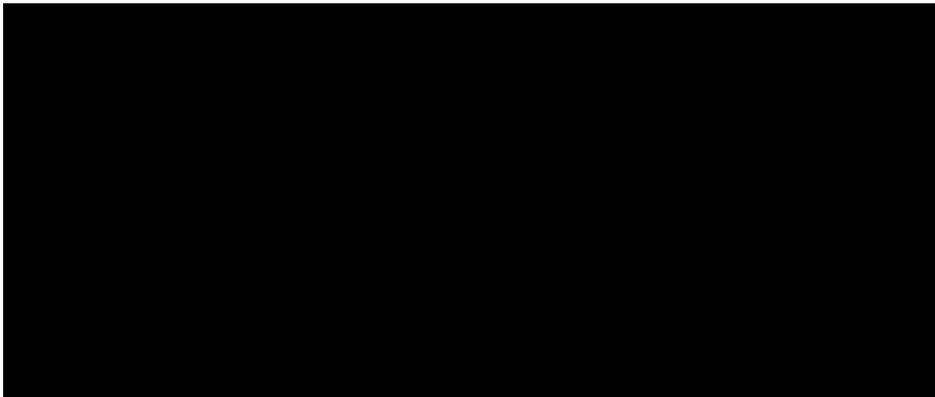
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2025年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2025年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）0円

(2)年会費 正会員（個人・団体）0円

賛助会員（個人）1口3,000円（団体）30,000円

(1口以上)



役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 Make Cancer History

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)

各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

No.	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等 Title
		氏名			
1	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	ドンズ マシュー カール	DONS MATTHEW CARL	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	会長
2	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	ホシノ ユウコ	星野優子	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	副会長
3	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	フジヌマ エナ	藤沼絵奈	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
4	理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	アシザワ マイ	葦沢麻衣	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	モリオカ エミ	森岡江美	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和6（西暦2024）年度
特定

事業計画書

非営利活動法人Make Cancer History

1 事業実施の方針

令和6（西暦2024）年度は、大学生、医療関係者に向けたワークショップなどの啓蒙活動、主に大学医学部や医療機関を中心とした講演活動を行う。さらに、国内外のがん患者に向けて情報発信、医療行為に当たらない範囲での援助を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【690】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
がん予防とがん治療に関する情報収集、調査研究及び情報提供事業	文献や医療者との面談による情報収集と調査研究を行い、その結果をがんに関心のある人々や医療者に冊子やリーフレット、電子媒体、講演を通して情報提供する	事業年度を通して	オンライン、順天堂大学、東大病院、東京医科歯科大学などを含めた大学や医療機関	5人	がん情報に関心のある一般市民・がんの臨床に携わる医療者	約5000名	350
がん患者とその家族に医療以外のアドバイスとサポートを提供する支援事業	メールマガジンやオンラインミーティングを通して、がん患者とその介護者へアドバイスとサポートを提供	事業年度を通して	オンライン・野毛地区センターなど公共の会議室	5人	がん患者とその介護者	約100名	75
一般市民向けのがんに関するイベント開催事業	がんの予防、早期発見、早期治療、援助へつながる方法について、一般向けにワークショップを行う	年3回予定	オンライン・野毛公民館など公共の会議室	10人	一般市民	約30名×3回	85
医療専門家が患者の視点からがんを理解するための講演、イベント開催事業	看護師、医師などの医療従事者に対する講演、ワークショップ開催	年3回予定	東京近辺の公共ホール、会議、大学	10人	医療従事者	約30名×3回	165
がん研究に携わる研究者への援助、情報提供のための事業	研究者に対し、患者の実情や要望についてフィードバックする	事業年度を通して	オンライン、大学、研究室	5人	がん研究者	約20名	15

(2) その他の事業

(事業費の総費用【25】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄附された物品の販売事業	古本など寄附された物品を古書店や当法人のイベントなどで販売する	年6回	野毛公民館などの公共会議室	5人	25

令和7 (西暦2025) 年度

事業計画書

特定

非営利活動法人Make Cancer History

1 事業実施の方針

なるべく多くのボランティアを起用し、一般市民、特に大学生に向けたがん予防に関するイベント開催を増やしていく。また、医療関係者に向けたワークショップなどの啓蒙活動、主に大学医学部や医療機関を中心とした講演活動にさらに注力する。また、国内外のがん患者に向けて情報発信、医療行為に当たらない範囲での援助を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【890】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
がん予防とがん治療に関する情報収集、調査研究及び情報提供事業	文献や医療者との面談による情報収集と調査研究を行い、その結果をがんに関心のある人々や医療者に冊子やリーフレット、電子媒体、講演を通して情報提供する	事業年度を通して	オンライン、順天堂大学、東大病院、東京医科歯科大学などを含めた大学や医療機関	5人	がん情報に関心のある一般市民・がんの臨床に携わる医療者	約5000名	350
がん患者とその家族に医療以外のアドバイスとサポートを提供する支援事業	メールマガジンやオンラインミーティングを通して、がん患者とその介護者へアドバイスとサポートを提供	事業年度を通して	オンライン・野毛地区センターなど公共の会議室	5人	がん患者とその介護者	約100名	75
一般市民向けのがんに関するイベント開催事業	がんの予防、早期発見、早期治療、援助へつながる方法について、一般向けにワークショップを行う	年3回予定	オンライン・野毛公民館など公共の会議室、八王子近辺の大学	15人	一般市民、大学生	約100名 ×3回	255
医療専門家が患者の視点からがんを理解するのを助けるための講演、イベント開催事業	看護師、医師などの医療従事者に対する講演、ワークショップ開催	年3回予定	東京近辺の公共ホール、会議室、大学	15人	医療従事者	約30名 ×3回	195
がん研究に携わる研究者への援助、情報提供のための事業	研究者に対し、患者の実情や要望についてフィードバックする	事業年度を通して	オンライン、大学、研究室	5人	がん研究者	約20名	15

(2) その他の事業

(事業費の総費用【25】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄附された物品の販売事業	古本など寄附された物品を古書店や当法人のイベントなどで販売する	年6回	野毛公民館などの公共会議室	5人	25

2024年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 Make Cancer History

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
[A] 経常収益					
1 受取会費		0		0	0
正会員受取会費	0				
賛助会員受取会費	0				
2 受取寄附金		550,000		0	550,000
受取寄附金	550,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		345,000		120,000	465,000
がん予防とがん治療に関する情報収集、調査研究及び情報提供	0				
がん患者とその家族に医療以外のアドバイスとサポートを提供	120,000				
一般市民向けのがんに関するイベント開催事業収益	0				
医療専門家が患者の視点から癌を理解するのを助けるための	225,000				
がん研究に携わる研究者への援助、情報提供のための事業取	0				
寄附された物品の販売事業収益			120,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経常収益計		895,000		120,000	1,015,000
[B] 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		60,000		0	60,000
給料手当	60,000				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		630,000		25,000	655,000
会議費	170,000		5,000		
旅費交通費	155,000		10,000		
施設等評価費用	0		0		
減価償却費	0		0		
印刷製本費	305,000		10,000		
事業費計		690,000		25,000	715,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		160,000		0	160,000
消耗品費	50,000				
水道光熱費	0				
通信運搬費	50,000				
地代家賃	0				
旅費交通費	60,000				
減価償却費	0				
管理費計		160,000		0	160,000
経常費用計		850,000		25,000	875,000
当期経常増減額 [A] - [B] ...①		45,000		95,000	140,000
[C] 経常外収益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経常外収益計		0		0	0
[D] 経常外費用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 [C] - [D] ...②		0		0	0
経理区分振替額 ...③		95,000		(95,000)	
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③...④		140,000		0	140,000
法人税、住民税及び事業税 ...⑤					70,000
設立時正味財産額 ...⑥					24,000
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					94,000

2025年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 Make Cancer History

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
[A] 経常収益					
1 受取会費		60,000		0	60,000
正会員受取会費	0				
賛助会員受取会費	60,000				
2 受取寄附金		1,000,000		0	1,000,000
受取寄附金	1,000,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		825,000		150,000	975,000
がん予防とがん治療に関する情報収集、調査研究及び情報提供	0				
がん患者とその家族に医療以外のアドバイスとサポートを提供	600,000				
一般市民向けのがんに関するイベント開催事業収益	0				
医療専門家が患者の視点から癌を理解するのを助けるための	225,000				
がん研究に携わる研究者への援助、情報提供のための事業取	0				
寄附された物品の販売事業収益			150,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経常収益計		1,885,000		150,000	2,035,000
[B] 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		120,000		0	120,000
給料手当	120,000				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		770,000		25,000	795,000
会議費	230,000		5,000		
旅費交通費	155,000		10,000		
施設等評価費用	0				
減価償却費	0				
印刷製本費	385,000		10,000		
事業費計		890,000		25,000	915,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0		0		
給料手当	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
(2) その他経費		880,000		0	880,000
消耗品費	50,000				
水道光熱費	120,000				
通信運搬費	50,000				
地代家賃	600,000				
旅費交通費	60,000				
減価償却費	0				
管理費計		880,000		0	880,000
経常費用計		1,770,000		25,000	1,795,000
当期経常増減額 [A] - [B] ... ①		115,000		125,000	240,000
[C] 経常外収益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経常外収益計		0		0	0
[D] 経常外費用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 [C] - [D] ... ②		0		0	0
経理区分振替額 ... ③		110,000		(125,000)	0
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ... ④		225,000		0	225,000
法人税、住民税及び事業税 ... ⑤					70,000
前期繰越正味財産額 ... ⑥					24,000
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					179,000

特定非営利活動法人 Make Cancer History 設立趣旨書

背景：がんは、世界において主な死因の一つであり、世界中で様々な研究が進行していますが、その治療法はまだ確立されていません。また、治療に関する情報は、患者、医療者、研究者間で十分に共有されているとは言えず、最新の治療にアクセスできるかどうかとも決して公平ではない状態です。

目標：私たちの最終的な目標は、がんを根絶することです。そのために、必要とする全ての人に安価で安全な治療法を供給できるよう、研究者や医療者の手助けをします。また、治療や研究の情報が、世界中の患者、医療者、研究者の間で円滑に共有されることを目指します。

活動実績：私たちはこれまで、任意団体として、がん患者の日常生活上の困難に関する情報提供、コンサルテーション、医療機関での講演などを行ってきました。

法人取得の目的：今後、様々な大学、医療機関、研究機関と協力し、私たちの活動を社会に広げていくにあたって、法人となり社会的信用を得ることが必要であると考えられます。また、特定非営利活動法人となり、私たちの活動に賛同して下さる方々が、より参加しやすいようにすることが目的です。

申請に至るまでの経過：

2021年: 任意団体Make Cancer History発足
主に海外のがん患者を中心に援助を開始する

2023年: 順天堂大学などにて、がん患者としての治療経験や医療の現状について講演

2024年4月8日：特定非営利活動法人Make Cancer Historyの設立總會開催

2024年4月8日

設立代表者

氏名 DONS MATTHEW CARL